

小屋裏収納の取扱い	関係法令	法第92条 令第2条第1項第8号
-----------	------	---------------------

階とみなさない小屋裏収納の条件は以下のとおりとする。

1. 小屋裏収納への階段は固定式のものでないこと。
(「可動式梯子」「天井収納タラップ」は認めるが、「固定された一般的な階段」や「固定の有無に関わらず階段状の家具」は認めない。)
2. 小屋裏収納の開口部の合計が小屋裏収納の水平投影面積の1/20以下であり、換気程度の最低限のものであること。
3. あくまで余剰空間を活用した物置等の利用なので、テレビ線や必要以上のコンセント等は設けないこと。
4. 横から入る小屋裏収納は認めない。
5. 小屋裏収納の空間を大きくするための束立ては認めない。
6. 業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等は対象としない。
7. その他は、「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」を準用する。

※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。
指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。